

川崎市上下水道局規程第41号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年1月28日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥滋之

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市上下水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第2号ウ中「322円」を「331円」に改め、同号エ中「454円」を「472円」に改め、同号オ中「586円」を「613円」に改め、同号カ中「718円」を「754円」に改め、同号キ中「850円」を「895円」に改め、同号ク中「981円」を「1,036円」に改め、同号ケ中「1,109円」を「1,177円」に改め、同号コ中「1,190円」を「1,322円」に改め、同号サ中「1,272円」を「1,468円」に改め、同号シ中「1,354円」を「1,613円」に改め、同号ス中「1,436円」を「1,759円」に改める。

第17条の2第1項第1号中「100分の111」を「100分の113.5」に、「100分の118.5」を「100分の121」に改め、同項第2号中「100分の103.5」を「100分の106」に改め、同項第3号中「100分の97.5」を「100分の100」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、令和7年1月28日から施行する。

2 この規程（第17条の2の改正規定を除く。）による改正後の川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の規定の適用の日は、上下水道事業管理者が別に定める。